

車両運転中の「ながらスマホ」対策の強化について

近年、スマートフォン等の急速な普及に伴い、車両運転中にスマートフォン等の操作・通話・画像の注視といった「ながらスマホ」行為が見受けられ、こうした行為が原因で交通死亡事故が発生しているにもかかわらず、その危険性の認識が十分でなく、摘発される事例も相次いでいる。

運転中のスマートフォン等の利用は、「道路交通法」で定める運転者の遵守事項を守らないばかりか、運転者としての安全運転の注意義務を意識的に果たしておらず、単純な過失とは明らかに一線を画するものであることから、危険運転致死傷罪の要件として定める行為と同様の違法性が認められる極めて悪質な行為と考えられる。

については、車両運転中のスマートフォン等の利用に起因する交通死亡事故の被害者をこれ以上絶対出さないという強い決意の下、国における車両運転中の「ながらスマホ」防止に関する対策強化について次のとおり要請する。

記

- 1 車両運転中のスマートフォン等の利用は、注意力が散漫となることから危険性が高く、そうした行為によって重大な事故が発生することを十分認識させるなど、車両運転中の「ながらスマホ」の危険性等について、マスメディア等を活用した効果的な広報を行うこと。
- 2 車両運転中の「ながらスマホ」防止を徹底するため、全国的な取締りの強化、交通安全教育の拡充など取組強化を図ること。
- 3 「道路交通法」及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」等を改正し、車両運転中の「ながらスマホ」行為に対する罰則を強化すること。

平成 29 年 3 月 2 日

全 国 知 事 会